海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示の改正等について

The Knights

環境省は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第1項及び第 2 項に基づき、「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）の一部改正について、平成 29 年 5 月 22 日付けで告示しました。

告示の内容は、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、平成 28 年 11 月 1 日の中央環境審議会水環境部会（第 42 回）の審議を踏まえてなされた答申に基づき、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘の類型指定の追加を行ったというものになります。今回該当する項目は、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸（LAS）の 3 物質についてで、これらは水生生物の生息状況の適応性に応じて 2 つの類型が指定されています（海域生物特 A と海域生物 A）。

生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしています。国においては、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）に定められた 47 河川・海域（複数の都道府県の区域にわたる 37 河川及び 10 海域）について類型指定を行っています。

この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとしております。また、環境基準の速やかな達成が困難と考えられる水域については暫定目標が設定されており、おおむね 5 年ごとに必要な見直しを行うこととされています。

当社では、河川、海域、湖沼等の環境分析及び排水分析において多くの実績があります。
お気軽にお問い合わせください

資料　平成 29 年 5 月 22 日付　環境省報道発表資料

環境検査箇所　清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

絶縁油中のＰＣＢ分析における試験検査結果書並びに分析依頼用紙変更！

絶縁油 PCB 分析試験検査結果書に総重量の記載のご要望が増えていることから、この度、5 月 1 日より、試験検査結果書と分析依頼用紙の記載内容を変更させていただき、総重量欄を追加させていただきました。新しい依頼用紙の記載例は下記 URL をご参照下さい。 http://www.knights.jp/ana/pcb/pcbiraiyoushicm.pdf

お問合せはこちら